

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	被災者台帳の作成に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、被災者台帳の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

### 特記事項

被災者台帳の作成に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託する場合は、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期す予定である。

## 評価実施機関名

大阪府堺市長

## 公表日

令和8年3月3日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
被災者生活再建支援システムファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表55 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第28条
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	危機管理室 危機管理課
②所属長の役職名	危機管理課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
被災者生活再建支援システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	罹災時に本市区域内に住所を有する市民及び住居地を有する外国人並びに他市町村から避難してきた被災者
その必要性	被災者に関する記録を正確に管理するため
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他識別情報 システム内で個人を正確に特定するため</li> <li>・5情報 通知書等の送付先情報として使用するため</li> <li>・連絡先 本人への連絡等に使用するため</li> <li>・その他住民票関係情報 被災者が属する世帯情報を把握するため</li> <li>・地方税関係情報 家屋の被害状況等を把握し、罹災証明書発行等被災者支援事業を適切に行うため</li> <li>・健康・医療関係情報 被災者の健康情報を把握し、被災者支援事業を適切に行うため</li> <li>・児童福祉・子育て関係情報 被災者の児童福祉・子育て状況を把握し、被災者支援事業を適切に行うため</li> <li>・障害者福祉関係情報 被災者の障害程度を把握し、被災者支援事業を適切に行うため</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報 被災者の生活困窮程度を把握し、被災者支援事業を適切に行うため</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報 被災者の要介護等の状況を把握し、被災者支援事業を適切に行うため</li> <li>・学校・教育関係情報 被災者の就学状況等を把握し、被災者の支援事業を適切に行うため</li> <li>・災害関係情報 被災者の支援状況を把握し、正確で公平な遺漏の無い支援事業を行うため</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和7年3月31日
⑥事務担当部署	危機管理課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市税事務所 各区市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	災害発生時に被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため	
④使用の主体	使用部署	各区役所市民課、税務部市税事務所、各区地域福祉課、各区子ども支援課、教育委員会学務課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [ ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 被災者台帳の作成に関する事務 被災者の情報を一元的に管理することにより被災者への援護を漏れなく公平に行うことを目的とする 2. 被災状況等の管理に関する事務 被災者の被害の状況を一元的に管理することにより被災者への援護を漏れなく公平に行うことを目的とする 3. 罹災証明書の発行に関する事務 被災者の状況を一元的に管理することにより証明書の発行をより短期間に滞りなく行うことを目的とする
	情報の突合	被災者の確認(支援対象者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他の地方公共団体、庁内他部署等から入手した支援関係情報の突合を行う。
⑥使用開始日	令和7年3月31日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [ ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( ) 1) 件	
委託事項1	システムの運用保守業務	
①委託内容	システムの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託する。	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 [ ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	アジア航測株式会社大阪支店	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する [ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他発注者が必要とする事項を記載した書面をもって申請する。
	⑥再委託事項	システムの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託する。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ O ] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>1. 保管場所の態様          堺市情報セキュリティ対策基準要綱4-1(サーバー等の管理)に規定される「(1)サーバ、基幹通信機器、無停電装置、バックアップ装置等、システムを構成する重要機器(以下、「サーバ等」という。)の機器の取付けを行う場合、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適正に固定する等、必要な措置を講じなければならない。」及び4-2(管理区域(情報システム室等)の管理)の規定に基づき、以下の対策を行っている。          ・保管場所は堺市役所本館9階にある無窓の電算機室に設置している。          ・電算機室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。          ・電算機室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。          ・電算機室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。          ・電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。</p> <p>2. 保管場所への立入制限・アクセス制限          堺市情報セキュリティ対策基準要綱4-2(管理区域(情報システム室等)の管理)に規定する「(2)管理区域の入退室管理等」に基づき、以下の対策を行っている。          ・電算機室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。          ・入室者は、電算機室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。          ・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって電算機室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。          ・サーバー等は施錠できるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。          ・サーバー等のアクセスは危機管理室発行のID及びパスワードにて管理を行っている。</p> <p>3. 消去の方法          堺市情報セキュリティ対策基準要綱4-1(サーバー等の管理)に規定する「(7)情報システム管理者は、機器を廃棄、リース返却等をする場合、機器内部の記憶装置から全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない」に基づき、以下の対策を行っている。          ・情報システム管理者の許可を得たうえで、記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置し廃棄している。          ・廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。</p>
7. 備考	

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

[世帯詳細情報]世帯番号、被災時住所、現在の居所(送付先)、(現避難所情報)、電話番号1、電話番号2、金融機関コード、預金種別、口座番号、口座名義人(カナ)、削除、備考、汎用項目1、汎用項目2、汎用項目3

[個人]世帯番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、年齢(被災時)、性別、続柄コード、続柄名称、人的被害、死亡日、福祉種別、就学区分、学校名、学年、施設入居、入院/施設種別、市民税 税所得、削除理由、災害障害発生

[支援認定情報]世帯区分・人数、前年の総所得金額(市町村民税)、住家の所有形態、住家等被害調査情報、基礎支援金給付、加算支援金給付、援護資金貸付

[住家等調査情報]調査番号、住家等番号、建物用途、第1次調査・担当者、第2次調査・再調査・担当者、第3次調査・担当者、所有者氏名、所有者住所

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>					
被災者支援システムファイル					
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>					
リスク： 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人などからの申告等の情報を入手する際は、本人の個人番号カードなど法令が認める本人確認の方法に従い、適切に本人確認を行う。</li> <li>・被災者支援システムの管理者権限がある職員が許可した職員のみがファイル入力・閲覧できるものとする。</li> </ul>				
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]      <選択肢> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">1) 特に力を入れている</td> <td style="padding: 0 10px;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
1) 特に力を入れている	2) 十分である				
3) 課題が残されている					
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<b>3. 特定個人情報の使用</b>					
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>【被災者生活再建支援システムのソフトウェアにおける措置】</li> <li>・所要業務以外での処理が出来ないシステム設計を構築する。</li> <li>【被災者支援システムの運用における措置】</li> <li>番号法の規定に基づき、認められた範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、特定個人情報保護の理解を深めるために教育、指導を行う。</li> </ul>				
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]      <選択肢> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">1) 特に力を入れている</td> <td style="padding: 0 10px;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
1) 特に力を入れている	2) 十分である				
3) 課題が残されている					





特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  接続しない(入手)  接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;被災者生活再建支援システムのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・所要業務以外での処理が出来ないシステム設計を構築する。</li></ul> <p>&lt;被災者生活再建支援システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法の規定に基づき、認められた範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、特定個人情報保護の理解を深めるために教育、指導を行う。</li><li>・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。</li><li>・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。</li><li>・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。</li><li>・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。</li><li>・堺市情報セキュリティ対策基準要綱に基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。</li></ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[                    十分である                    ]                    &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                    2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[                                       ]                    &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                    2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--



## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	堺市 市長公室 広報課 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受付する。
③法令による特別の手続	特になし
④個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	堺市 危機管理室 危機管理課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7605
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録をする。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年3月3日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I. 基本情報				
平成28年10月31日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	なし	7. 持ち出し制限機能 :使用できる媒体を制限するとともに端末からデータ 既居住民基本台帳システム、宛名システム等、税 務システム、その他(連携するシステムすべて) 庁内連携システム、既居住民基本台帳システムそ の他(中間サーバー)		
平成28年10月31日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	情報提供ネットワークシステム、既居住民基本台帳システム、宛名システム等、その他(連携するシステムすべて) 既居住民基本台帳システム、その他(中間サーバー)	番号法第9条第1項 別表第一の36の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定め 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		
平成28年10月31日	4.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の36の2	番号法第9条第1項 別表第一の36の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定め 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		
平成28年10月31日	5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		
平成28年10月31日	6. 評価実施機関における担当部署	危機管理室 危機管理担当	危機管理室 危機管理課		
	II. 特定個人情報ファイルの概要				
平成28年10月31日	2. 基本情報⑤保有開始日	2016/1/1	2017/1/1		
平成28年10月31日	2. 基本情報⑥事務担当部署	危機管理室	危機管理室 危機管理課		
平成28年10月31日	3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥ 使用開始日	2016/1/1	2017/1/1		
平成28年10月31日	4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	なし	統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等に関するシステム保守		
	4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	1件	2件		
平成28年10月31日	4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託⑥再委託事	システムの運用保守業務にあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託する。	共通基盤システム保守業務及び統合利用番号連携サーバーにかかる随時作業及び運用設計作業		
平成28年10月31日	6.特定個人情報の保管・消去 保管場所	3. 消去の方法堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(4)不要と	3. 消去の方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒		
	III. リスク対策				
平成28年10月31日	3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職	1. ユーザの認証方法堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)の3に規定する「(8)	1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員		
平成28年10月31日	3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における	なし	・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。		
平成28年10月31日	7.特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容	(1)データの外部持ち出し制限の強化 ア 外部記録媒体(USBメモリー等)の接続制限の	(1)データの外部持ち出し制限の強化 ア 外部記録媒体(USBメモリー等)の接続制限の		
平成28年10月31日	9. 従業者に対する教育・啓発	<堺市における措置> 1. 教育・啓発・年一回J-LISの「e-Learningによる情報セキュリティ研修」	<堺市における措置> 1. 教育・啓発		
平成28年10月31日		なし	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することに		
	IV 開示請求、問合せ				
平成28年10月31日	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先	堺市 危機管理室 危機管理グループ	堺市 危機管理室 危機管理課		

	V 評価実施手続			
平成28年10月31日	1.基礎項目評価 ① 実施日	2015/12/24	2016/10/21	
平成30年4月1日	3.④使用の主体	堺区市税事務所、固定資産税事務所	税務部市税事務所	
平成30年4月1日	1.基礎項目評価 ① 実施日	2016/10/21	2018/4/1	
	I. 基本情報			
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	松田 彰浩	危機管理課長	
	III. リスク対策			
平成31年4月1日	特定個人情報の保管・消去 その内容	元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタル事業の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」		
	再発防止策の内容	関係規定の整備		
	その他の措置の内容	「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュ		
	V 評価実施手続			
平成31年4月1日	1.基礎項目評価 ① 実施日	2018/4/1	2019/4/1	
令和8年3月3日	I-2-① システムの名称	被災者支援システム	被災者生活再建支援システム	
	I-2-③ 他のシステムとの接続(システム1)	庁内連携システム	庁内連携システムを削除し、税務システムを追加	
	I-2-③ 他のシステムとの接続	(システム3, 4)	削除。(削除にともない、項番のズレを修正)	
	I-3 特定個人情報ファイル名	被災者支援システムファイル	被災者生活再建支援システムファイル	
	I-4 法令上の根拠	(法令の改廃等による修正)		
	I-5-① 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施する	実施しない	
	II-2-⑤ 保有開始日	平成29年1月1日	令和7年3月31日	
	II-3-① 入手先	地方公共団体・地方独立行政法人の削除		
	II-3-① 入手方法	(新システム導入に伴う修正)		
	II-3-⑥ 保有開始日	平成29年1月1日	令和7年3月31日	
	II-4	委託事項の修正(被災者生活再建支援システム導入による)		
	II-6 特定個人情報の保管・消去		(内容の修正)	
	III-3 特定個人情報の使用		(内容の修正)	
	III-4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託		(内容の修正)	
	III-6 情報提供ネットワークシステムとの接続		(内容の修正)	
	III-7-② 過去3年以内の重大事故の発生有無	有	無	
	III-9 従業者に対する教育・啓発		(内容の修正)	
	III-10 その他のリスク対策		(削除)	